

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人青森県サッカー協会（以下、「本協会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本協会に週4日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤の役員職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 本協会の常勤役員定例報酬月額、別表1のとおりとし、各々の役員報酬月額は報酬表のうちから、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員給与に関する規則（以下、「職員給与規則」という。）に準ずる。

(費用)

第6条 本協会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規則に準ずる。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、総会の決議を経て、これを行う。

附則

1 この規則は、令和4年6月19日から施行する。